

平成12年(才)第1913号

平成12年(受)第1651号

決 定

東京都渋谷区松濤1丁目1番2号

上告人兼申立人	世界基督教統一神霊協会
同代表者代表役員	大 塚 克 己
同訴訟代理人弁護士	和 島 登 志 雄
	鐘 築 優

岡山市

被上告人兼相手方	
同訴訟代理人弁護士	河 田 英 正
	上 田 序 子

上記当事者間の広島高等裁判所岡山支部平成10年(ネ)第158号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成12年9月14日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たらない。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成13年2月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 福 田 博

裁判官 河 合 伸 一

裁判官 北 川 弘 治

裁判官 亀 山 継 夫

裁判官 梶 谷 玄

これは正本である。

平成13年2月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 大嶋由美

